

スパークス・アジア中東株式ファンド (隔月分配型) / (資産成長型)

追加型投信 / 海外 / 株式

投資信託説明書(交付目論見書)

※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

＜委託会社＞[ファンドの運用の指図を行う者]

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号

[照会先]

ホームページ <https://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-6711-9200(受付時間:営業日の9:00~17:00)

＜受託会社＞[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

<スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年6回 (隔月)	アジア オセアニア 中近東(中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

<スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	アジア オセアニア 中近東(中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記、商品分類及び属性区分の定義について

詳しくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ【<https://www.imaj.or.jp/>】をご参照ください。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年8月10日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年8月11日に発生しております。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年8月10日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年8月11日に発生しております。
- 各ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合に、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 各ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 金融商品取引法第15条第3項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

◆本書では、各ファンドの略称として、それぞれ以下のように言うことがあります。

スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型) : 隔月分配型

スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型) : 資産成長型

<委託会社の情報>

委託会社名	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	2006年4月3日
資本金	25億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	8,108億円 (2026年5月29日現在)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

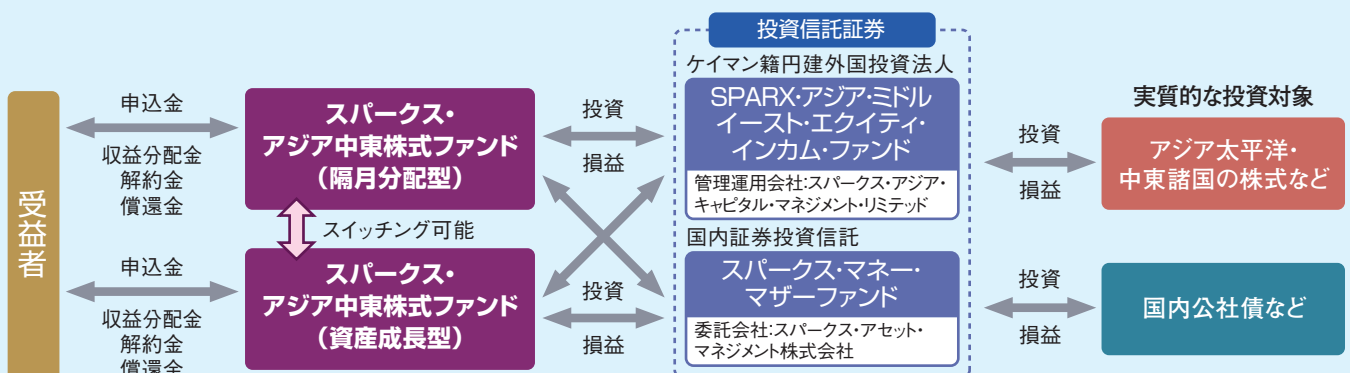
各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

ファンドの特色

- 1 **アジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。**
 - ◆世界経済を牽引しているアジア太平洋諸国と今後急速な発展が期待される中東諸国の株式に注目します。
 - ◆アジア太平洋諸国および中東諸国の株式への投資にあたっては、コーポレート・ガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
 - ◆実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 2 『隔月分配型』と『資産成長型』の2つの種類をご用意しました。
- 3 オルタナティブ運用においてアジア有数のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。
 - ◆アジア地域に特化したオルタナティブ運用で培った運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投資を行います。
 - ◆香港に拠点を構え、アジア中東諸国に根ざした投資活動を行います。

ファンドの仕組み

各ファンドはファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
主に投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式等に実質的に投資を行います。



※スイッチング(ファンド間の乗り換え)は、手数料なしで行えます。また換金時と同様の課税上の取扱となります。
実質的な組入れ外貨建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

1 アジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

■ ファンドにおける収益の源泉 ■

アジア太平洋諸国および中東諸国の株式からコーポレート・ガバナンスに着目、地域特性を勘案して厳選した銘柄に投資を行い、高水準のインカム・ゲインの追求を目指します。また、投資機会を広げることでキャピタル・ゲインの獲得を目指します。

アジア太平洋諸国の株式

経済成長を背景に外国資本が進出し、コーポレート・ガバナンスのさらなる改善が期待される諸国



中東諸国の株式

脱オイルマネーを目指す新たな成長ステージに突入した、相対的に配当利回りの高い諸国

コーポレート・ガバナンス
に着目した銘柄選択

相対的に配当水準が
高い銘柄を厳選

成長性を期待
できる銘柄を厳選

※SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの管理運用会社はスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドであり、同社が実質的に運用を行います。

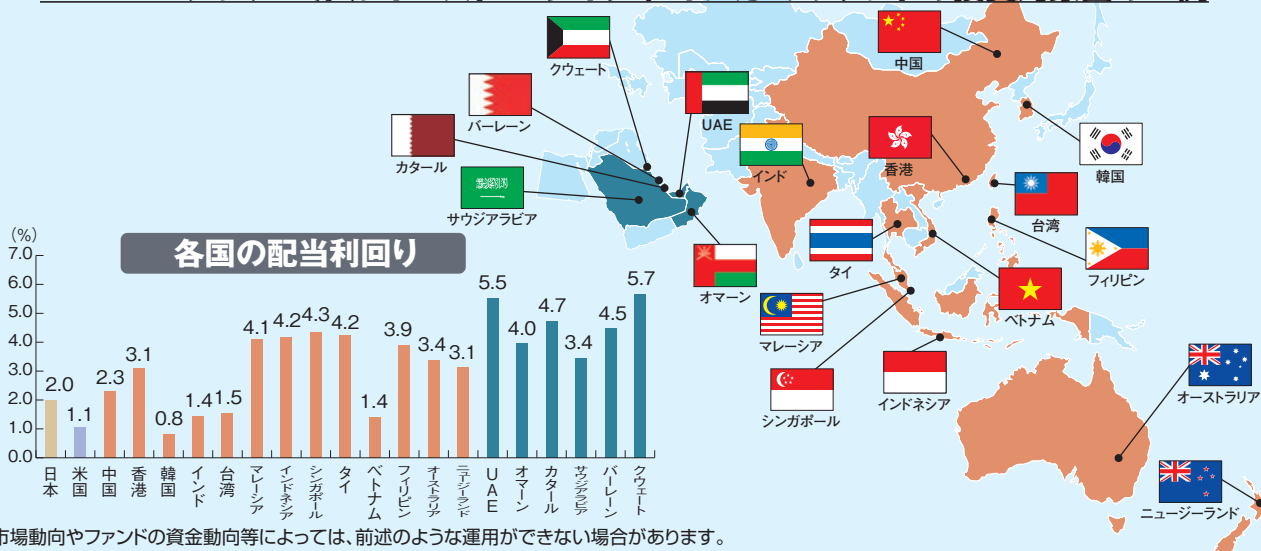
※スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドはスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドに対して投資助言を行います。

※アジア太平洋諸国と中東諸国の地域配分は、個別企業への調査活動(ボトムアップ・リサーチ)の積み上げにより決まります。

■ 主な投資対象国 ■

世界経済を牽引している「アジア太平洋諸国」と今後急速な発展が期待される「中東諸国」に注目します。

SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの投資対象国の一例



※市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

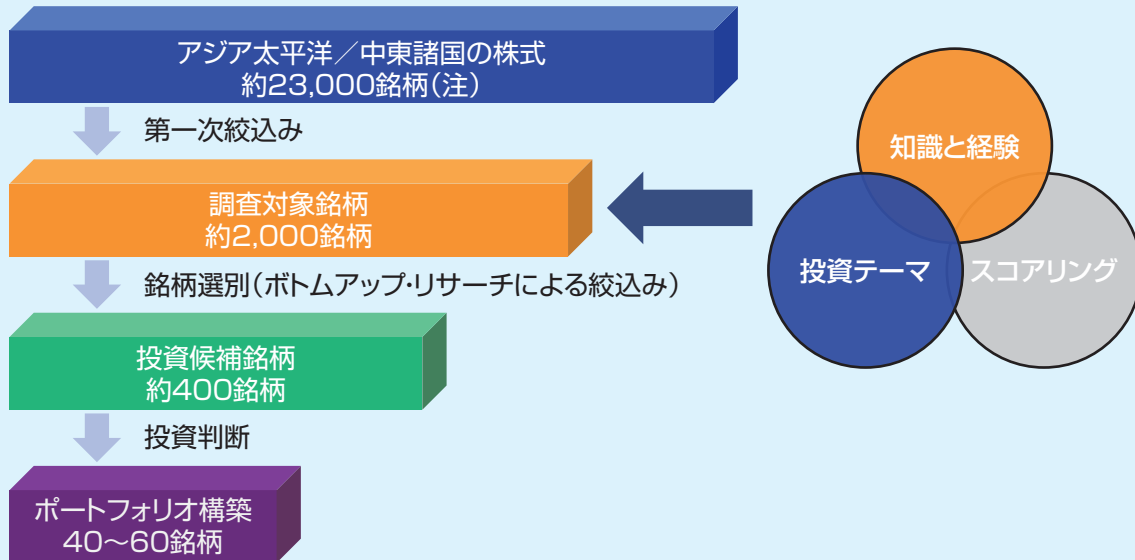
※SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドはアジア太平洋諸国(除く日本)と中東諸国の株式等を実質的に投資を行います。

※上記は投資対象国の一例を示しておりますが、すべての国に投資するものではなく、上記以外の国へ投資する場合もあります。UAEはアラブ首長国連邦の略称です。
出所:スパークス・アセット・マネジメント(2026年5月末日現在)

ポートフォリオの構築プロセス

日本・韓国での経験と徹底した現場リサーチを元に、アジア太平洋・中東諸国における、質の高い企業を厳選し、バランス型の分散ポートフォリオを構築いたします。

SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの投資プロセス



※上記は、過去の実績等は将来の結果を保証、示唆するものではありません。

※記載された意見や予測などについては、資料作成時点での見解を示すものであり、今後予告なしに変更されることがあります。

(注)出所:世界産業分類基準(GICS)のデータをもとにスパークス・アセット・マネジメント作成(2026年5月末日現在)

市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2 『隔月分配型』と『資産成長型』の2つの種類をご用意しました。

収益分配方針

<隔月分配型>

年6回の決算時(毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

<資産成長型>

年1回の決算時(原則として11月10日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

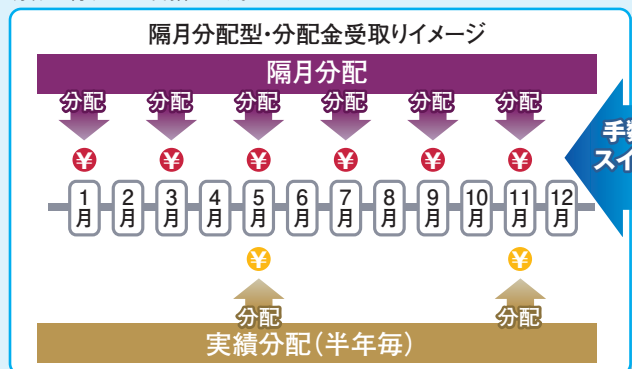
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※上記の分配方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金を定期的に受け取りたい

『隔月分配型』

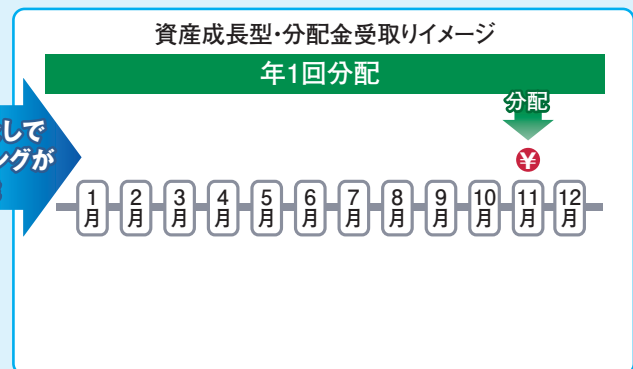
インカム収益を原資として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の決算時(各月10日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行うことを目指します。毎年5月、11月の決算時には、隔月の分配相当額に加え基準価額水準等を勘案し、キャピタル・ゲイン等(為替差益を含む)を原資とした実績分配を行うことを目指します。



資金の流出を抑えて運用効率のアップを目指す

『資産成長型』

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。



手数料なしで
スイッチングが
可能

※上図はイメージであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

隔月分配型と資産成長型は手数料なしでスイッチングが可能です。

スイッチングは、換金時と同様の課税上の取扱いとなります。

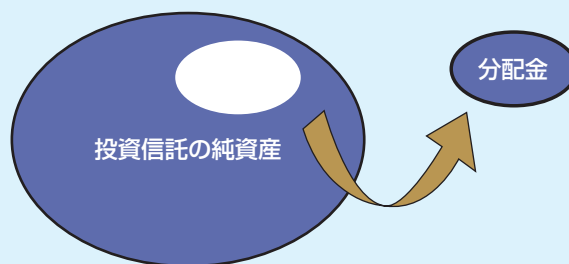
※スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申し込みいただきます。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

追加的記載事項

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

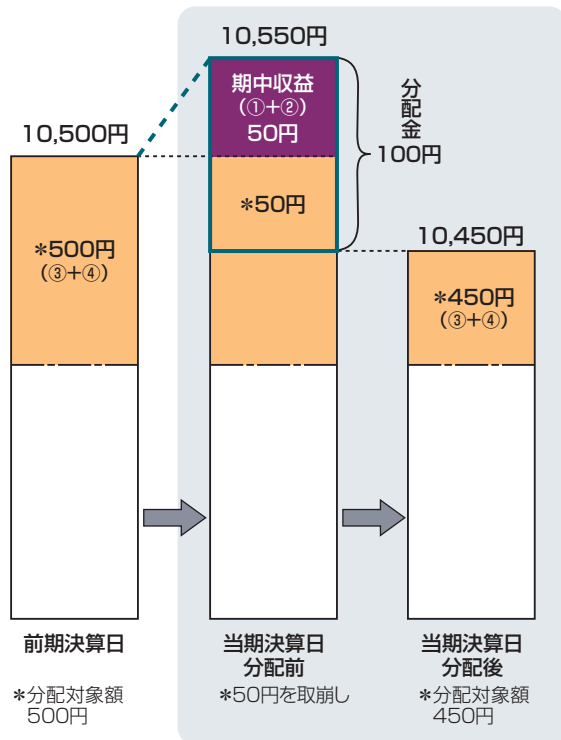
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



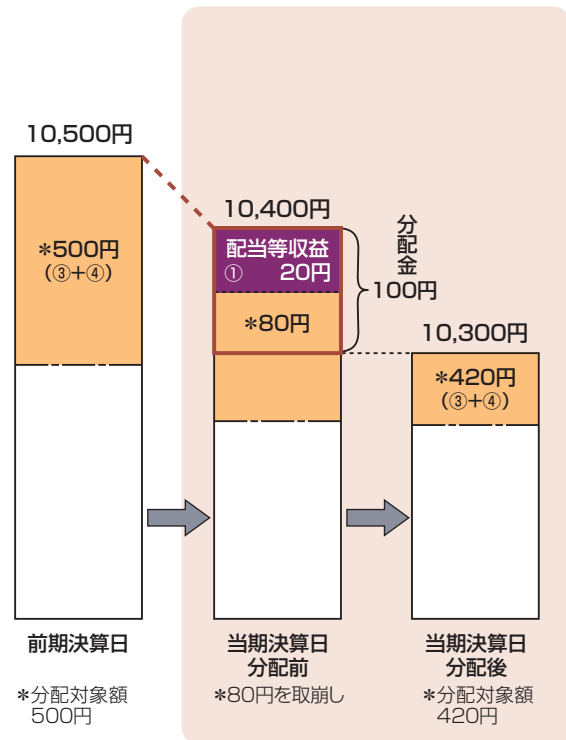
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



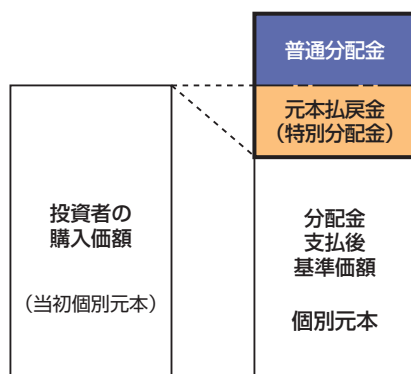
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)
- ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- ③分配準備積立金
- ④収益調整金

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

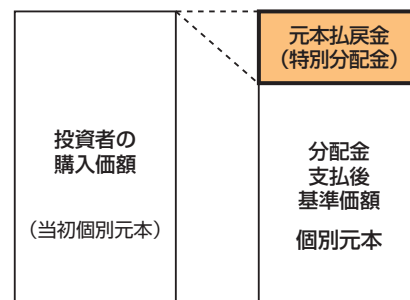
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) 分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

3 オルタナティブ運用においてアジア有数のSPARXグループの一員であるスパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドが実質的に運用を行います。

運用体制

委託会社

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

- ◆ 日本では数少ない、国内の独立系資産運用会社です。
- ◆ 親会社であるスパークス・グループ株式会社は、2001年12月に資産運用会社として日本で初めて旧JASDAQ 市場に上場しました(銘柄コード8739)。
- ◆ 欧米や中東などのグローバルな顧客基盤を有しています。

投資先外国籍ファンドの管理運用会社

スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド

- ◆ SPARXグループ傘下のファンド運営子会社であり、投資先外国籍ファンドの運営管理を担当しています。

投資先外国籍ファンドの投資助言会社

スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド

- ◆ SPARXグループの一員であり、アジア地域への投資やオルタナティブ投資を強みとする投資助言会社です。
- ◆ スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッドに対して投資助言を行っています。
- ◆ 香港に拠点を構え、多数の投資プロフェッショナルを有しています。

※運用体制等の詳細につきましては、請求目論見書に掲載しております。

主な投資制限

- ・ 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

SPARX・アジア・ミッドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド(ケイマン籍円建外国投資法人)	
主な投資対象	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等を主要投資対象とします。
投資方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等への投資にあたっては、コーポレート・ガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
主な投資制限	1銘柄の組入は、原則として純資産総額の10%を限度とします。
為替ヘッジ	外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
管理運用会社	スパークス・アジア・キャピタル・マネジメント・リミテッド

スパークス・マネー・マザーファンド(国内証券投資信託)	
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主としてわが国の公社債に投資を行い利息等収益の確保を図ります。
主な投資制限	株式(新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社

※上記各投資信託証券の概要は、2026年5月末日現在のものであり、今後、内容が変更となる場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、主に投資信託証券に投資を行います。投資対象とする投資信託証券は、値動きのある外国株式などを投資対象としているため、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

価格変動リスク

各ファンドは、実質的に外国株式を主要な投資対象としますので、各ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになります。各ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

カントリーリスク

一般的に海外の株式などに投資する場合、投資対象国・地域の政治、経済、社会情勢の変化等により金融・証券市場が混乱して株式などの価格が大きく変動する可能性があり、基準価額が大きく下落する要因となります。また、新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

為替変動リスク

各ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

※ 基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

- 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

各ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。

- 購入・換金等に関する留意点

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金（スイッチングを含みます。）の申込受付を取り消すことができます。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
- ・信託期間中の香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等には、購入・換金（スイッチングを含みます。）申込の受付は行いません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

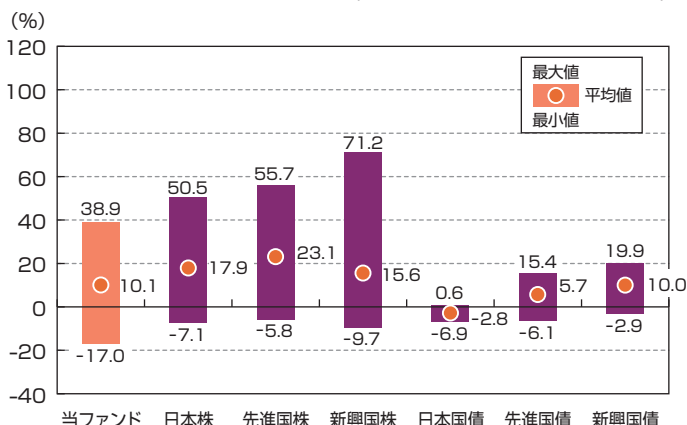
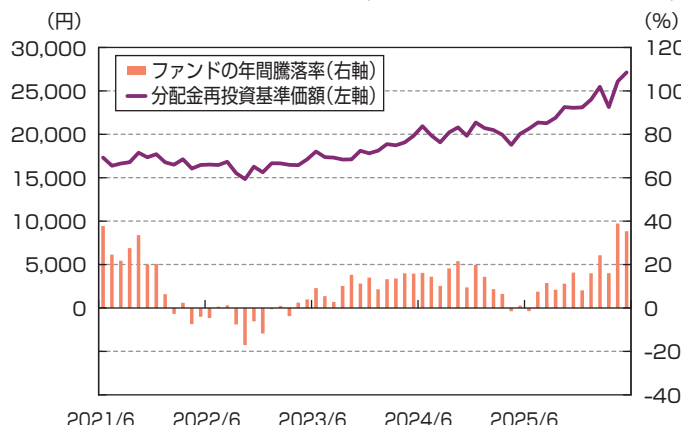
- ・委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。
- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

<スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)>

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2021年6月～2026年5月)

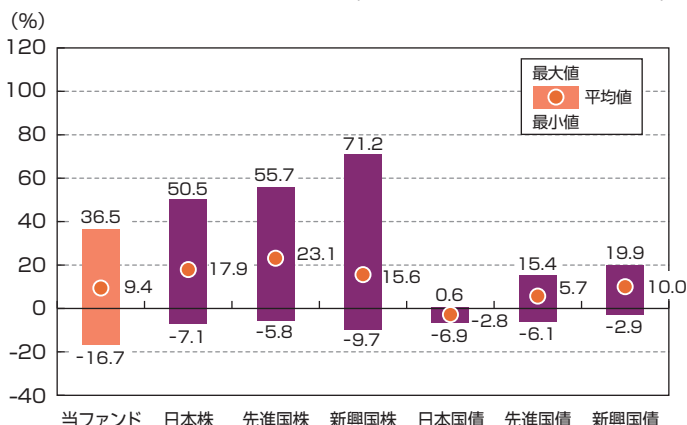
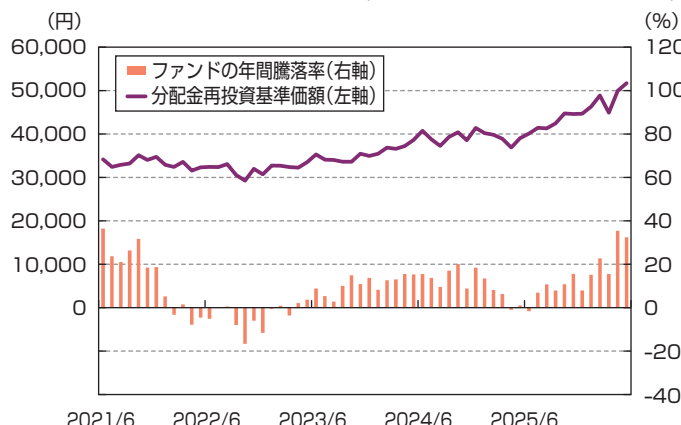
■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年6月～2026年5月)



<スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)>

■ 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移
(2021年6月～2026年5月)

■ 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2021年6月～2026年5月)



※上記グラフは、2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

※上記グラフは、2021年6月～2026年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXは、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、JPXはTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFR」といいます。)が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、NFRおよびその許諾者に帰属します。NFRは、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

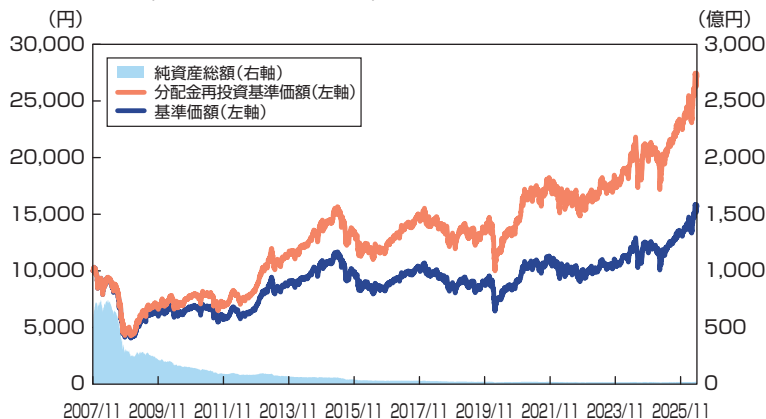
3. 運用実績(隔月分配型)

(2026年5月29日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2007年11月30日)～2026年5月29日



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	15,654円
純資産総額	20.8億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期		分配金
第111期	2026年5月	30円
第110期	2026年3月	30円
第109期	2026年1月	30円
第108期	2025年11月	30円
第107期	2025年9月	30円
直近1年間累計		180円
設定来累計		4,545円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ファンドの資産配分

資産の種類	比率
SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	96.1%
スパークス・マネー・マザーファンド	0.5%
現金等	3.4%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■組入投資信託証券の資産の状況

(SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド)

通貨別配分

通貨	比率
1 香港ドル	30.6%
2 台湾ドル	26.9%
3 韓国ウォン	10.4%
4 インドルピー	9.8%
5 豪ドル	6.3%
その他	16.0%
合計	100.0%

業種別配分

業種	比率
1 情報技術	36.4%
2 金融	24.3%
3 コミュニケーション	13.6%
4 資本財	12.4%
5 一般消費財	7.0%
その他	6.3%
合計	100.0%

※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

国・地域別配分

	国・地域	比率	合計
アジア太平洋	台湾	25.6%	92.2%
	香港	21.6%	
	韓国	9.9%	
	インド	9.3%	
	その他	25.8%	
中東	UAE	2.0%	2.8%
	サウジアラビア	0.8%	
現金等	—	5.0%	5.0%
合計		100.0%	100.0%

※スパークス・アジアの内部データを元に、スパークス・アセット・マネジメントが作成。

※比率はSPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドを100%とした場合の構成比です。

※P-NOTEやADR等に投資している銘柄の通貨は、現地通貨ベースで算出しています。

P-NOTEとは、株式や株価指数の価格変動に運用成果が連動する債券のことです。

ADRとは、主に米国で取引される、株式を代替する預託証券のことです。

年間収益率の推移



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

※2026年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

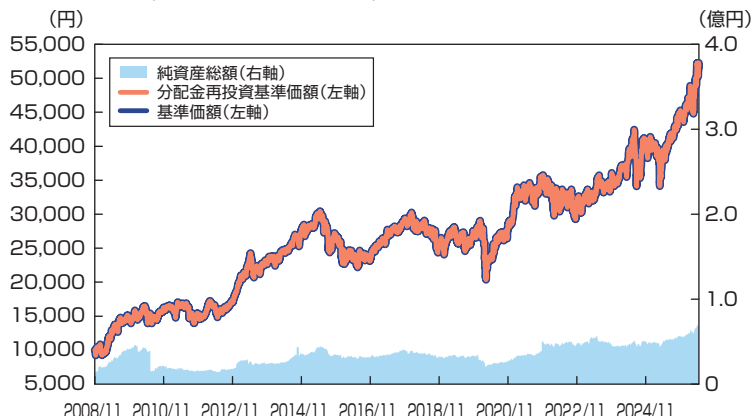
運用実績(資産成長型)

(2026年5月29日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2008年11月12日)～2026年5月29日



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	51,711円
純資産総額	0.7億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第17期	2025年11月
第16期	2024年11月
第15期	2023年11月
第14期	2022年11月
第13期	2021年11月
設定来累計	0円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■ファンドの資産配分

資産の種類	比率
SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	86.3%
スパークス・マネー・マザーファンド	0.0%
現金等	13.7%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

■組入投資信託証券の資産の状況

(SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド)

通貨別配分

通貨	比率
1 香港ドル	30.6%
2 台湾ドル	26.9%
3 韓国ウォン	10.4%
4 インドルピー	9.8%
5 豪ドル	6.3%
その他	16.0%
合計	100.0%

業種別配分

業種	比率
1 情報技術	36.4%
2 金融	24.3%
3 コミュニケーション	13.6%
4 資本財	12.4%
5 一般消費財	7.0%
その他	6.3%
合計	100.0%

※業種は世界産業分類基準(GICS)の分類に基づきます。

■国・地域別配分

	国・地域	比率	合計
アジア太平洋	台湾	25.6%	92.2%
	香港	21.6%	
	韓国	9.9%	
	インド	9.3%	
	その他	25.8%	
中東	UAE	2.0%	2.8%
	サウジアラビア	0.8%	
現金等	—	5.0%	5.0%
合計		100.0%	100.0%

※スパークス・アジアの内部データを元に、スパークス・アセット・マネジメントが作成。

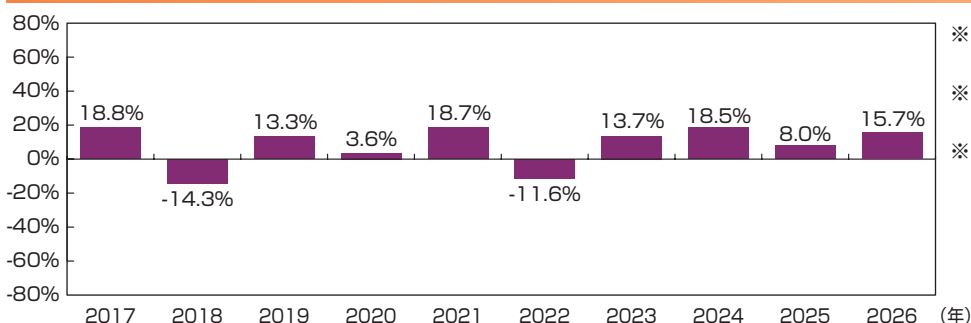
※比率はSPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドを100%とした場合の構成比です。

※P-NOTEやADR等に投資している銘柄の通貨は、現地通貨ベースで算出しています。

P-NOTEとは、株式や株価指数の価格変動に運用成果が連動する債券のことです。

ADRとは、主に米国で取引される、株式を代替する預託証券のことです。

年間収益率の推移



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものとして計算したものです。

※2026年は1月1日から5月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が別に定める単位 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2026年8月11日から2027年2月10日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
スイッチング	<隔月分配型>と<資産成長型>との間で、スイッチングのご利用が可能です。 ※スイッチングのご利用につきまして、詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、以下に該当する日は、購入・換金(スイッチングを含みます。)申込の受付は行いません。 ・香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日等 ・英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日 ・ケイマンの銀行休業日 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(スイッチングを含みます。)申込受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金(スイッチングを含みます。)の申込受付を取り消すことができます。
信託期間	2027年11月10日まで <隔月分配型>2007年11月30日設定 <資産成長型>2008年11月12日設定
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権口数が20億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	<隔月分配型> 毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日(休業日の場合は翌営業日) <資産成長型> 毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<隔月分配型> 年6回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 <資産成長型> 年1回の決算時に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※ただし、分配対象額が少額の場合等は、分配を行わないこともあります。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにつき1兆円を上限とします。
公告	原則として電子公告の方法により行い、ホームページ【 https://www.sparx.co.jp/ 】に掲載します。
運用報告書	<隔月分配型> 6ヶ月(原則として5月および11月の各決算時までの期間)毎および償還時に交付運用報告書を作成し、原則として、販売会社を通じて受益者へ交付します。 <資産成長型> ファンドの毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、原則として、販売会社を通じて受益者へ交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。 ※上記は2026年5月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用、税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは販売会社までお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(信託報酬)			
各ファンド	日々の信託財産の純資産総額に対して年率0.9405%(税抜0.855%)を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(<資産成長型>のみ)および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
信託報酬の配分	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年率0.17%	ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年率0.65%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	年率0.035%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする外国投資信託	「SPARX・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」(以下「投資対象ファンド」といいます。)における運用報酬は純資産総額に対して年率1%。 その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。		投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価
実質的な負担	受益者が実質的にご負担いただく信託報酬率(概算)は年率1.9405%程度(税込み)となります。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドにおける実際の当該ファンドの組入れ状況や純資産額等によっては、実質的な信託報酬は変動します。		
監査費用 印刷費用	監査費用、法定書類等の作成等に要する費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(<資産成長型>のみ)および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※監査費用：ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用		
その他の費用・手数料	投資対象ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等は、その都度信託財産から支払われます。 投資対象ファンドにおいては上記の他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ※組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息		

※当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

<税金>

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年5月末日現在のものです。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

ファンド名	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
隔月分配型	6.31%	0.95%	5.36%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※対象期間:2025年11月11日～2026年5月11日

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

ファンド名	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
資産成長型	3.65%	0.94%	2.71%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※対象期間:2024年11月12日～2025年11月10日

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、「②その他費用の比率」に含めております。

※ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。